

# 令和7年度 田辺市学童保育所入所案内

(4月1日入所用)

令和7年4月1日から利用される田辺市学童保育所は、下記要領で申請してください。  
なお、申請は年度毎に必要ですのでご了承ください。

## ○学童保育所とは

学童保育所は、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間家庭にいないことが常態（※）となっている小学校に就学している児童に対し、その放課後の時間帯において児童に適切な遊び及び生活の場を提供し児童の「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その児童の健全育成を図ることを目的としています。

※[常態とは]週（月～土のうち）3日以上昼間家庭にいないことが1か月以上続き、さらに週3日以上学童保育所の利用の必要がある状態

## ○入所申請ができる方

原則として、田辺市内の小学校に在籍し、保護者等が以下の事情により放課後世話をする方がいない児童。学童保育所を利用できる要件は「1. 保護者の要件」と「2. 児童の要件」のいずれも該当する場合です。

### 1. 保護者の要件

(1) 保護者が、おおむね週3日（日曜日を除く）以上、日中4時間以上就労または就学している。かつ、正午からの日中の間で1年生は3時間以上、2年生以上は4時間以上就労または就学している場合。（通勤時間含む）

(2) その他看護・介護、疾病、障害、出産で保育することができない場合。

※学校長期休業期間（春、夏、冬休み）中は、週（月～土のうち）3日以上かつ開所時間のうち4時間以上、就労等で児童の面倒を見ることができず、かつ希望する学童保育所に空きがあれば、申請可能です。

※4～6年生は、学校の長期休業期間中で、かつ希望する学童保育所に空きがあれば申請可能ですが、申請については別途お問合せください。

※育児休業取得期間中は、原則入所の対象となりません。

### 2. 児童の要件

- ・原則として、当該学童保育所のある小学校に通う児童であること。
- ・集団生活を営むことができ、かつ、学童保育所への登所や身の回りのことを一人でできること。
- ・4～6年生で、健全育成上配慮が必要な児童の申請については、別途お問い合わせください。

## ○入所申請書の配布開始日・配布場所

[配布開始日] 令和6年10月1日(火)

[配布場所] 田辺市役所子育て推進課、各学童保育所、  
大塔行政局住民福祉課、中辺路行政局住民福祉課  
田辺市役所ホームページ「申請書ダウンロードサービス」

## ○入所申請書の受付期間・受付場所

[受付期間・受付場所・時間]

令和6年10月11日(金)～令和6年11月29日(金)(締切厳守)

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く

※選考は先着順ではありません。

※学童保育所では受け付けは行っていません。

※上記の受付期間を過ぎますと、4月1日からの入所ができない場合があります。また、受付期間内に受入可能人数を超える申請があった場合は、別紙の「学童保育所入所選考基準表」、「調整指数」、「同一指数世帯の優先順位表」を基に比較し、優先順位をつけ、入所を決定します。

[受付場所] \* 田辺市役所子育て推進課 (※郵送不可)

TEL0739-26-4904 (市庁舎2階)

\* 大塔行政局住民福祉課

TEL0739-48-0301 (大塔行政局代表番号)

\* 中辺路行政局住民福祉課

TEL0739-64-0502

※保護者が育児休業取得中の方で、令和7年度中に職場へ復帰する場合の申請について定員に空がある場合、復帰する月の2か月前の1日から利用することができます。

なお、4月から6月に復帰する方で、4月1日からの利用を希望する場合は、令和6年10月11日(金)～令和6年11月29日(金)の受付期間内に申請してください。

## ○入所申請に必要な書類

入所の申請には、次の書類が必要です。（申請書類に不備がある場合は受付できません）

1) 田辺市立学童保育所入所申請書・学童保育所入所調査票（児童ごとに必要です）

- ① 学校名・学年 {新学年（令和7年4月現在）} の状況を記入してください。
- ② 学童保育所入所調査書は、父母等それぞれについて記入してください。

2) 添付書類

入所申請には、保護者の状況を証明する書類を添付してください。

### [保護者の状況を証明する書類]

- ① 就 労 ・ ・ 就労証明書
- ② 就 学 ・ ・ 就学状況申出書及び、在学（入学）証明書・合格通知書等
- ③ 疾 病 ・ ・ 疾病・障がい状況申告書及び、医師の診断書等（児童の保育ができないことがわかるもの）
- ④ 障 害 ・ ・ 疾病・障がい状況申告書及び、身体障害者手帳、療育手帳の写しまたは医師の診断書（児童の保育ができないことがわかるもの）等
- ⑤ 介 護 ・ ・ 介護・看護状況申告書及び、医師の診断書等（児童の保育ができないことがわかるもの）
- ⑥ 求職活動 ・ ・ 求職活動状況等申告書・誓約書
- ⑦ 出 産 ・ ・ 母子健康手帳出産予定日を確認できる書類の写し  
（出産の場合、申請可能期間は出産予定日の前後2か月まで）  
（出産予定日の2か月前が15日までの場合は月頭から、16日以降の場合は16日から入所可能、出産予定日の2か月後が15日までの場合は15日まで、16日以降の場合は月末まで入所可能）
- ⑧ 災 害 ・ ・ り災証明

※上記以外の書類を請求させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※申請書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申請が無効になります。

※申請内容（住所、家族状況、勤務先、勤務時間等）に変更があった場合は、速やかに「学童保育所届出事項変更届」「就労証明書」等を子育て推進課に提出してください。

## ○入所期間・退所について

入所期間は、入所決定通知に記載された期間となりますが(最長令和8年3月31日まで)、年度の途中で入所要件を満たさなくなった場合はその時点までとなります。

家庭保育可能、住所変更等の事由により退所される場合は、事前に「学童保育所退所届」を記入の上、子育て推進課に提出してください(退所届を提出しない場合は保育料が発生します)。

## ○保育時間及び閉所日

- ①通常授業日 …… 放課後から午後6時30分まで
- ②第3土曜日(※参照) …… 午前8時から午後6時30分まで
- ③夏休み等長期休業日 …… 午前8時から午後6時30分まで
- 第3土曜日を除く土曜日、日曜日、祝祭日、8月13日から15日、12月29日から1月3日は閉所となります。またインフルエンザの流行や気象警報発令等によって、一時閉所となる場合があります。

※第3土曜日以外の土曜日はひがし学童保育所を「土曜日学童保育所」として開所しています。(詳しくは、「土曜日学童保育所の利用について」をご参照ください。)

## ○学童保育料について

月額	8,000円
----	--------

\*月末(12月は25日)がその月の学童保育料の納付期限(口座振替日)となります。

※前払いではありません。

※月末が土曜日、日曜日および国民の祝日等の場合は、金融機関等の翌営業日が納付期限(口座振替日)となります。

\*同一世帯から2人以上の子どもが入所している場合は、2人目から半額です。

\*月の16日以降に入所した場合、及び15日以前に退所した場合、当該月の学童保育料は半額となります。

\*学童保育料の他、保護者会費及びおやつ代(毎月1,500円)、スポーツ安全保険料(年800円)が必要です。(4月以降の随時申請の場合はシステム利用料(140円)も必要です)

\***学童保育料の納付は原則として、口座振替となります。**入所決定後はお早めに口座振替の手続きをお願いします。口座登録が行われていない方には、3か月に1度に納付書を学童を通してお渡しします。お近くの金融機関で納期限(当月末)までに納入してください。

## ○学童保育料の減免について

以下の要件に該当する世帯については、申請により学童保育料が減額または免除になります。毎年6月中旬に、子育て推進課から学童保育料減免申請書を送付いたします。

学童保育料減免申請書にご記入いただき、必要書類を添付の上、申請してください。申請をいただかないと減免はできません。

	要 件	減免後の学童保育料
1	生活保護法による保護を受けている世帯	月額 0 円
2	市町村民税非課税世帯	月額 2,500 円
3	市町村民税均等割課税世帯	月額 4,000 円

※母子・父子家庭であることのみで減免の対象にはなりません。

※令和6年度の学童保育料が減免となっている場合でも、令和7年度は新たに申請が必要となります。(毎年申請が必要です)

## ○土曜日学童保育所の利用について【於：ひがし学童保育所】

### 1) 利用できる方

保護者の就労等の理由により、当該時間において、家庭内で適切な保育を受けられない、田辺市内の学童保育所を利用している児童に限ります。就労証明書等により確認します。

### 2) 利用の申請について

令和7年4月から土曜日学童保育所の利用をご希望の場合、令和7年度学童保育所入所決定後、併せてご案内する「土曜日学童保育所利用について」に記載の申込期限までに「土曜日学童保育所利用申請書」を子育て推進課まで提出してください。

年度途中の利用申請については、原則として利用希望日の一週間前までに「土曜日学童保育所利用申請書」を子育て推進課まで提出してください。

### 3) 土曜日利用の学童保育料

1,800円(1か月)

※学童保育料のほかにおやつ代200円(1か月)が必要です。

### 4) 退所について

土曜日学童保育所を退所する場合は事前に「学童保育所退所届(土曜日学童)」を子育て推進課まで提出してください。

## ○長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用について

学童保育所の通常利用者の定員に空きがある学童のみ入所申請を受け、「保育の必要性」により選考し入所を決定します。

### 1) 申請書受付期間

春休み（令和7年4月）	令和7年	2月3日	～	21日
夏休み	令和7年	6月2日	～	23日
冬休み	令和7年	11月4日	～	21日
春休み（令和8年3月）	令和8年	2月2日	～	24日

### 2) 学童保育料

夏休み：	7月	3,000円	8月	8,000円
冬休み：	12月	2,000円	1月	2,000円
春休み：	3月	2,000円	4月	2,000円

## ○市内学童保育所一覧と対象学区

	学童保育所名	所在地	電話番号	対象学区
1	中部学童保育所	上屋敷一丁目 2-1	0739-25-9500	田辺第一小学校
2	なんぶ学童保育所	東陽 21-1	0739-26-2732	田辺第二小学校
3	西部学童保育所	上の山二丁目 6-10	0739-25-3016	田辺第三小学校
4	ひがし学童保育所	南新万 28-1 (ひがしコミュニティセンター内)	0739-26-4935	田辺東部小学校
5	芳養学童保育所	芳養松原二丁目 18-36	0739-26-7454	芳養小学校
6	中芳養学童保育所	中芳養 1882-1	0739-22-3120	中芳養小学校 大坊小学校 上芳養小学校
7	稲成学童保育所	稲成町 780	0739-22-4141	稲成小学校
8	会津学童保育所	下万呂 59-1	0739-26-9208	会津小学校
9	上秋津学童保育所	上秋津 2196-1	0739-35-1220	上秋津小学校 長野小学校 秋津川小学校
10	三栖学童保育所	中三栖 1939-1	0739-34-0340	三栖小学校
11	新庄第二学童保育所	新庄町 3193	0739-26-2262	新庄第二小学校
12	鮎川学童保育所	鮎川 2567-1 (大塔行政局 3F)	0739-48-0627	鮎川小学校
13	中辺路学童保育所	中辺路町栗栖川 78	0739-64-0333	中辺路小学校 近野小学校

## ○入所後の注意点（重要）

- 1) 保育時間内に必ずお迎えに来てください。  
※習い事等の都合等で、ひとり帰宅を希望される場合は、午後5時までの帰宅になります。
- 2) 児童が休む場合は、必ず事前に学童保育所へ連絡してください。
- 3) 学校給食のない日は、お弁当を持参させてください。
- 4) 住所、保護者の就労内容及び家庭状況の変更がありましたら、速やかに「変更届」を子育て推進課まで提出してください。
- 5) 仕事を辞めて、求職活動をする場合、前職を辞めた月から2か月間は学童保育の利用が可能です。（届出が必要、「求職活動状況等申告書及び、ハローワーク受付票のコピーまたはハローワークカードのコピー」）
- 6) 学童保育料の納付は原則として口座振替となります。前年度から継続して入所決定した場合は、登録済口座から引き続いて振替を行います。また、継続入所児童の弟妹が入所した場合も、兄弟の登録済口座から振替を行います。口座の変更等が必要な場合は改めて口座振替依頼書をご提出ください。

## ○その他

- 1) 入所決定の通知は令和7年2月頃を予定しています。
- 2) 入所までに、学童保育所において面接を行います。児童を連れて学童までお越しください。（日程は別途お知らせします）。
- 3) 申請及び申し出内容（就労状況や家庭状況など）が変わり、利用要件を満たさなくなった場合には、入所承認の取り消しとなることがあります。
- 4) 学童保育料及び保育所保育料に未納がある方は、申請前に必ず未納分を納めてください。同世帯（兄弟関係含む）において未納がある場合、入所の内定が保留になることがあります。